外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令について

〇行政手続法第３９条第４項各号のいずれかに該当することにより、意見公募手続を実施せずに命令等を定めた理由

「本件は、行政手続法第３９条第４項第８号に該当するため、同法に規定する意見公募手続を実施しておりません。」